

第 1 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成31年3月8日(木)午後3時25分			
開催場所	湯梨浜町役場 第5会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(1名)	8番 山上 真治 委員			
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第57号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第58号議案 非農地の現況証明について 第51号議案 農用地利用集積計画の決定について 第52号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

	議長	<p>積が 170 m²でございます。昭和 63 年に農業用倉庫を建設し、現在に至るものです。</p> <p>頁をめくって頂き、3-1 が航空写真による位置図でございますが、水色の屋根がご覧頂けるかと思えます。そこがハワイ夢マートでございます。その近傍の、信号のある交差点から南に入った所が、赤で着色をしております場所が申請地でございます。それから別添資料 1 の 1 頁目。こちらが現地の写真でございます。</p> <p>現地の写真は、資料 1 の 1 頁をご覧ください。申請に当たりましては、先代が建てました農業用倉庫ですけれども、相続を機に現況に見合った地目へと、登記地目へと変えたいと云う事で、申請が出て参ったものであります。</p> <p>(資料は 3-2 頁から 3-4 頁と資料 1 の 2 頁)</p> <p>番号 2 申請人 久留●●。土地の所在 大字 羽衣石——、地目 台帳 田、現況 河川、面積 33 m²。こちらは、20 年以上随分前から河川敷地となっております関係で、現地確認が不能でございます。公図にも表示がございません。</p> <p>同じく大字 羽衣石——、地目 台帳 畑、現況 宅地、面積が 254 m²。こちらは、20 年以上前から農業用倉庫用地となっているものであります。</p> <p>続いて 大字 羽衣石——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 2,598 m²。同じく大字 羽衣石——、地目 台帳 畑、現況 山林、面積 109 m²。同じく大字 羽衣石——、地目 台帳 田、現況 山林、面積 892 m²。同じく大字 羽衣石——、地目 台帳 田、現況 山林、面積が 181 m²。これらは、20 年以上前から管理されておらず、原野・山林化しているものであります。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、3-2 頁が申請地全体の位置図であります。羽衣石の中心的な位置当たりの場所ですけれども、で、頁を捲って頂きまして 3-3。こちらが大字 羽衣石—— の詳細図でございます。次の頁 3-4 が大字 羽衣石—— の詳細図です。現地写真につきましては資料 1 の 2 頁目をご覧くださいませでしょうか。写真左側。こちらが大字 羽衣石—— の用地で、赤線で囲ってある附近と云う事になりますし、右側がですね、本冊 3-4 の航空写真の位置図。左上の赤で枠囲いをしています左端付近から申請地の方へ向いて撮った写真と云う事になります。そのあたりまでしか、現地の方は行くことが出来ませんでしたので、一番近い所だけの写真となっております。説明は以上であります。</p> <p>はい、議案第 58 号の事務局の説明がこれで終わりました。本案件の現地確認委員の報告は、</p>
--	----	--

	<p>山田推進委員</p> <p>議長</p> <p>横川委員</p> <p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p>	<p>それぞれ3名の方にやって頂く訳でございますが、まず1番は山田推進委員、そして2番の1、2は横川委員、2番の3,4,5,6は土井委員をお願いを致します。それでは山田推進委員の方から番号1の説明をお願い致します。</p> <p>はい。では報告させていただきます。本日13時に会長、職務代理、土井委員、横川委員、私と事務局2名の合計7名で現地を確認して参りました。それでは番号1番の報告をさせていただきます。現地は30年以上に亘りまして農業用倉庫として使われて来ていますし、農地に復元する事は困難な状況であります。非農地として認める事に問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様でした。それでは番号2の1と2。このものの現地確認につきましては、横川委員に報告をお願いします。お願いします。</p> <p>大字 羽衣石—— と大字 羽衣石—— の現地確認の報告をさせていただきます。大字 羽衣石—— は、事務局の方から話がありましたが、現地が確認不能となっています。台帳の方には地番はついているんですけど、無い状態であります。で、確認が不能となっています。それから大字 羽衣石—— 。これは別紙の写真を見て頂いて、2頁目の左側の所ですね。上と下の分です。既にもう、ここは宅地として、倉庫として活用されている様であります。これを壊して畑地の方に変えて行くには難しく、現状の宅地の方で良いかと考えます。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様です。それでは番号2の3番4番5番6番。大字 羽衣石—— 。この現地確認の報告は土井委員の方へお願いを致します。</p> <p>はい。失礼します。大字 羽衣石—— 。4筆ありますが、本冊3-4の航空写真をお願いします。左から上がって、見える所まで現場へ行きました。そこへ行くまでは歩くだけの道しかなく、この現地も永らく手が掛けられておらず、茅や木が伸びている様な。容易には農地に復元する事は困難な状態であります。よって、非農地として認める事はやむを得ないものであると報告します。</p> <p>はい。ご苦労様でした。以上で3名の方の現地確認の報告が終わりました。それではただ今より、議案第58号の質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑はございませんか。はい。それでは質疑なしと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第58号「非農地の現況証明」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって、議案第58号「非農地の現況証明」については、原案</p>
--	---	--

<p>議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p>	<p>のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして、議案第 59 号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題と致します。それでは事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第 59 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 31 年 3 月 15 日の予定でございます。</p> <p>(資料は 4-1 頁から 4-3 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表でございます。関係戸数は 借り人 9、貸し人 14。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 8,456 ㎡、3 年以上 6 年未満が 7 件で 9,548 ㎡、6 年以上 10 年未満が 2 件で 10,158 ㎡でございます。設定作物等面積は、水田として利用が 26,592 ㎡、普通畑として利用が 1,570 ㎡。利用権設定面積率は 0.215%でございます。詳細については次の頁 4-2 から 4-3 までの各筆明細一覧をお願い致します。</p> <p>「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。本案件に於きましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定、議事参与の制限によりまして、関係する委員がおられます。お名前は蔵本孝広職務代理。それでは蔵本孝広職務代理の関係する 8 番。8 番を先に審議致します。蔵本職務代理は退席をお願いします。</p> <p>(蔵本孝広職務代理 退席)</p> <p>それでは会議を続行致します。8 番の案件のみを審議致します。それでは 8 番について質疑を求めます。質疑はございますか。</p> <p>質疑なしと認め、それでは採決を行います。農用地利用集積計画の各筆明細、8 番でございます。8 番のみの採決を行います。賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。それでは全員の方が挙手でございますので、8 番のみ決定を致しました。それでは蔵本職務代理の入室をお願い致します。</p> <p>(蔵本孝広職務代理 着席)</p> <p>それでは会議を続行します。各筆明細、8 番を除いた件でございます。このことにつきまして</p>
--------------------------------------	-------------------------------	---

	<p>徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員</p> <p>議長 中村委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>中村委員 事務局</p> <p>議長 中村委員</p> <p>議長 徳岡推進委員</p>	<p>質疑をただ今より受け付けます。質疑はございますか。お尋ねはございますか。徳岡推進委員どうぞ、発言してください。</p> <p>14 番ですけども。はわい長瀬。中間管理機構に、担い手育成機構に出てるもの。これはもう貸出先は分かっているんですか。</p> <p>はい。それでは事務局、説明してください。</p> <p>はい。説明させていただきます。貸出先は決まっております。次の、議案第 60 号の配分計画の中に出て参ります案件と同一でございますので。決まっておりますと云う事だけ、今はお伝えをしておきます。</p> <p>徳岡推進委員、良いかな。</p> <p>分かりました。</p> <p>はい。はい、それでは中村委員どうぞ発言してください。</p> <p>すみません、6 番の件の。鳥取市の●●さんが 1 年限りで借りているんですけども、改めて貸借の契約と云う事ですか。</p> <p>はい。事務局説明をしてください。</p> <p>お答えをさせていただきます。整理番号 6 番の、はわい長瀬の件ですけれども。これまでも借りておられて。ですけれども、片付けてからじゃないと返せませんので。1 年延長をしたうえで、きれいに片づけてお返しをすると云う前提で契約の更新をなさいました。今はちょっとまだ機材やらが置いてある状態。草もね、管理があまり行き届いた状態で無いものですから。きれいにした状態で返すための。</p> <p>じゃあ、作付けはしないんですよね。</p> <p>はい。そう云う事ですね。</p> <p>中村委員、良いですか。</p> <p>良いです。まあ、川上の周りの田んぼもそうだろうと思ったくらいのもので。もうちょっと確認します。</p> <p>その他質疑ございますか。徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>14 番の。すみません。ちょっと私が資料 2 を見落としてたものだから、分からなかったんですけども。良く分かりましたが、前の耕作者と云うの、分かりますか。これは荒れてた田んぼを</p>
--	---	---

<p>議案第 60 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員、 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>耕したのか。誰かが作ってて中間管理機構に出したのか。この地主さんは作ってませんからね。それでは説明してください。</p> <p>どなたが耕作されていたかは、ちょっと今確認できてないんですけども。以前別の方に耕作してもらっておられたんですが、作れなくなったのでお返ししますと云う事になってしまいました。急遽作り手を探して、マッチングが出来たと云う事でございます。</p> <p>分かりました。後でも分かりますか。じゃあ後で教えてください。</p> <p>徳岡推進委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、その他にお尋ねはございますか。それでは無い様でございますので、質疑は終結し、それでは採決を行います。「農用地利用集積計画の決定」につきまして、原案どおり決定することにご異議なし、賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方が賛成でございますので、議案第 59 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして、議案第 60 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題とします。それでは説明してください。</p> <p>議案第 60 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は別添資料 2)</p> <p>資料 2 の農用地利用配分計画案をご覧ください。頁をめくって頂き、各筆明細でございます。整理番号 1 権利の設定を受けるもの 田後 株式会社●●。土地の所在は記載のはわい長瀬一—の 1 件。面積が 1,587 ㎡、6 年 9 か月の使用貸借による水稻栽培です。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。ございませんか。無い様でございますので質疑を終結し、採決を行います。それでは原案のとおり賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p>
--------------------------------------	--	---

<p>4 報告事項 報告事項 第 1 号 公共事業の施行に伴う転用報告について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>はい。全員の方が賛成でございますので、議案第 60 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定致します。</p> <p>以上で議事を終結致します。</p> <p>それでは報告事項に入ります。報告事項は幾つあるかな。1 つか。それでは報告事項を谷岡副主幹の方から報告して頂きます。それではお願いします。</p> <p>報告事項第 1 号「公共事業の施行に伴う転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は別添資料 1 の 3 頁から 5 頁)</p> <p>番号 1 届出人 倉吉市 はわい長瀬地区 林地荒廃防止施設災害復旧工事 (30 年災第 1 号) (1 工区) ■■・▲▲ 特定建設工事共同企業体。</p> <p>土地の所在 はわい長瀬——、地目 畑、面積 1,566 m²の内、転用面積 64 m²。同じく はわい長瀬——、地目 畑、面積 2,197 m²の内、転用面積 129 m²。同じく はわい長瀬——、地目 畑、面積 745 m²の内、転用面積 17 m²。同じく はわい長瀬——、地目 畑、面積 45 m²の内、転用面積 7 m²。同じく はわい長瀬——、地目 畑、面積 1,088 m²の内、転用面積 58 m²。所管課、鳥取県中部総合事務所県土整備局 河川砂防課。工事名、はわい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事 (30 年災第 1 号) (1 工区)。転用目的、工事用道路 (鉄板敷設)。工期、平成 31 年 2 月 19 日から平成 32 年 2 月 2 日、農地復元期間を含んでおります。</p> <p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真による位置図です。別添資料 1 の 3 頁が届出人の提出した位置図、4 頁が公図、5 頁が敷鉄板の仮設計画図です。以上です。</p> <p>報告事項が、これで説明が終わりました。報告事項でございますので、ご了承して頂く訳でございますが、お尋ねがございましたらどうぞ発言してください。よろしいですね。はい。それでは以上で報告事項を終わります。</p>
<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは、その他に入ります。「4 月の定例総会について」をお諮り致します。それでは説明してください。</p> <p>○ 4 月定例総会 4 月 11 日 (木) 午後 3 時 00 分から</p> <p>○ 平成 31 年度の総会日程等について</p>

<p>6 閉会</p>	<p>議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>山本美代子推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>○ 平成 31 年度の委員会活動計画について</p> <p>今日は時間が。少し端折りますけれども、久しぶりにですね、各部会の部会長さんの方へ近況報告をして頂き、そして先般東京の方へ研修に、山本美代子推進委員が出掛けております。そのあたりの報告もしてくれればと思います。それではまずは、山下昇部会長の方から、近況報告をして頂ければ。</p> <p>特には無いです。申し訳ございません。</p> <p>はい。良いですよ。それじゃあ中村部会長お願いします。</p> <p>(中村委員 農地対策部会の近況を報告)</p> <p>はい。ご苦労様です。それでは山本美代子推進委員、何かもし感じ入ったことの。東京の研修でありましたら、皆さんにお知らせください。</p> <p>(山本美代子推進委員 「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」への参加報告、並びに自身の今後の活動・取組みについての決意表明)</p> <p>はい。ありがとうございました。その他に事務局から何か。</p> <p>○ 農業者年金加入推進活動について</p> <p>以上を持ちまして、総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後 4 時 3 8 分)</p>
-------------	--	--